

ＪＡえひめ中央フリーローン商品概要説明書 (ジャックス保証型)

(令和2年4月1日現在)

商品名	ＪＡえひめ中央フリーローン（ジャックス保証型）
ご利用 いただける方	●当ＪＡ地区内に居住またはお勤めの方で、当ＪＡの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当ＪＡ所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が満 20 歳以上で、最終償還時の年齢が満 72 歳以下の方。 ●前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします)。 ●当ＪＡが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方。 ●その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	●生活に必要な一切のご資金とします。 事業資金等は除きます。
借入金額	●10 万円以上 300 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	●6 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）
借入利率	●【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当ＪＡのローン相談窓口へお問い合わせください。
返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。
担保	●不要です。
保証人	●当ＪＡが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただしＪＡまたは保証会社が必要と認めた場合は連帯保証人が必要です。
保証料	●保証料分割後払い
手数料	●不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部（電話：089－943－8731）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089－941－6279）
その他	●お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。